

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

今治市長 徳永 繁樹

市町村名 (市町村コード)	今治市 (382027)	
地域名 (地域内農業集落名)	清水地区 (五十嵐、四村、徳重、上本郷、下本郷、藪ノ内、新屋敷、揚砂、長山、大野、新田、谷、土居)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月12日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

人口減少や高齢化による担い手不足、後継者不足のため、農業者が減少している。
農業者の減少に伴い耕作放棄地が増加している。
新規就農者の確保・育成、労働者の確保が課題である。
農地の中に家が建ち、消毒をするときなどの周知が必要となり効率が悪い。
地域外から来ている耕作者の連絡先がわからない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

経営体の法人化を目指す。
新規就農者・後継者を育成し、担い手を確保するとともに、地域内外から農地を利用する者を確保する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	238 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	158 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地、担い手の所有する農用地、農用地利用集積計画等により権利設定された農用地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に面積の拡大を図るとともに、担い手への農地集積を進める。地域の人を優先して集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の意向に応じて段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
現在のところ基盤整備事業に取り組む予定はない。 農業の生産効率の向上を図るため、用排水や農道の整備、農地の大区画化などの基盤整備について今後、検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、経営意向を踏まえた担い手として育成していくため、市・県・JAが連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
防除、収穫など、省力化が図られる作業は、農業支援サービス事業者を積極的に活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策

・被害状況を把握し、侵入防止柵や檻の設置等を検討して、被害防止の構築等に取り組む。